

4月1日から暴力団排除条例が施行されます

平成24年12月25日に「下諏訪町暴力団排除条例」が制定されました。この条例は、当町における暴力団排除に関する基本理念を定め、町・町民・事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項を定めることによって、地域全体で暴力団の排除を推進し、安全で平穏な生活の確保等に寄与することを目的としており、平成25年4月1日から施行されます。

町では、①入札に参加しようとする者や契約の相手方などから暴力団関係者などではないことを表明する「誓約書」の提出を求めるとともに、暴力団関係者などであることが判明した場合は契約を解除するなどの措置を執ることがあること、②暴力団の活動を助長したり運営に資すると認められるような公の施設の利用または申請があった場合には、許可をしなかったり取り消したりすることがあること、③広報や啓発を通じて町民・事業者・関係団体などに必要な支援を行うとともに、祭礼等からの暴力団排除のため、主催者等に対して必要な指導や支援を行っていくこと、などを施策の基本事項として定めています。

また、町民のみなさんについても「暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動や運営に協力する目的」で暴力団関係者等に金品その他の財産上の利益を供与したり、債権の回収や紛争の解決に関して暴力団の威力を利用したりしてはならないこととしています。

暴力団排除の基本理念は「①暴力団を恐れない」「②暴力団に資金を提供しない」「③暴力団を利用しない」です。町民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。



H24.12.26 諏訪警察署と「下諏訪町の事務事業等からの暴力団排除の措置を講ずるための合意書」を締結しました

- 暴力団等に関するお問い合わせ先 諏訪警察署刑事課 TEL: 57-0110
- 町条例等に関するお問い合わせ先 下諏訪町役場総務課 TEL: 27-1111

平成24年度「諏訪・子ども人権の集い」が開催されました

「全国中学生人権作文コンテスト」で県大会の入賞作品の発表と表彰が行われました。



全国中学校人権作文コンテスト入賞者紹介

- 長野県大会 県教育委員会賞
下諏訪中学校2年 篠遠 早紀
「挨拶は世界を変える」
- 諏訪地区 優良賞
下諏訪社中学校1年 木村 実希
「親に障がい者をもって」
- 諏訪地区 佳作
下諏訪社中学校2年 齋藤 直希
「平和な未来」

松本消費生活センターの事務所移転について

松本消費生活センターが松本合同庁舎に移転し、電話番号が変わりました。

住所: 〒390-0852 松本市島立1020
松本合同庁舎4階

電話: 0263-40-3660 (旧0263-35-1556)
FAX: 0263-40-3701 (旧0263-35-0949)

■お問い合わせ先
長野県企画部生活文化課消費生活室
電話026-223-6770



行政書士 第48回無料相談会

日時: 平成25年3月13日(水)
午前10時30分~午後3時
場所: 長野県行政書士会館
(長野市南県町1009-3)

電話相談: 時間内同時受付
相談内容: 各種許可及び許可申請手続(車庫証明・農地転用・会社設立等)、相続手続・遺言の手続、公正証書作成、内容証明郵便作成手続、嘆願書・陳情書等の作成手続 等々

■お問い合わせ先 長野県行政書士会
電話026-224-1300

平成25年度 福祉タクシー助成券及びあざみ号助成券の申請受付が始まります

「福祉タクシー助成券」か「あざみ号助成券」のどちらかを選択できます

◆受付開始日 平成25年3月1日(金)から(土・日・祝日を除く)
午前8時30分から午後5時15分まで

町内に住所があり、在宅の(社会福祉施設等に入所していない)方で、下記に該当する方がタクシーやバスを利用するとき、その一部を助成しています。

また平成24年度より、運転免許を返納され、運転経歴証明書や運転免許取り消し通知書を所持している方も対象となりました。

※既にタクシー券をお使いの方も、継続したい方は今回の更新申請が必要です。

○対象者

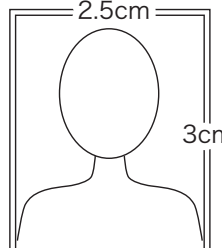
☆平成25年4月1日現在☆

- 1 満79歳以上の方
- 2 介護保険法に基づき、要支援者、要介護者の認定を受けている方
- 3 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が1級及び2級に該当する方
- 4 療育手帳の交付を受け、障害程度がA1、A2、B1に該当する方
- 5 精神障害者保険手帳の交付を受け、1級及び2級に該当する方
- 6 満79歳未満で運転免許を返納し、運転経歴証明書または運転免許取り消し通知書を所持している方

満79歳の誕生日を迎え対象年齢に達したり、新たに、上記2から6の対象者になった場合、その時点で交付申請をお願いします。

ただし、障害者が使用する目的で、地方税法の規定により、自動車税または軽自動車税の減免をうけている方は、該当しませんのでご注意ください。

○申請に必要となるもの

- ①印鑑 (認め印で結構です)
- ②写真 (初めて申請する方)
横2.5cm×縦3cm
1年以内に撮影した前向きの写真
(帽子やサングラスは外してください)

- ③初めての方で、各種手帳や運転経歴証明書、運転免許取り消し通知書を所持している方は、申請時に持参してください。
- ④継続する方は、これまでに発行されたタクシー等利用者証または各種手帳を持参してください。

■申請受付・お問い合わせ先

下諏訪町役場2階 健康福祉課 高齢者係
電話27-1111 (内線236・237)